

○ 鈴鹿工業高等専門学校学生表彰規則

〔平成16年4月1日
規則第14号〕

最終改正令和7年2月5日

鈴鹿工業高等専門学校学生表彰規則

(趣旨)

第1条 学生の表彰については、この規則の定めるところによる。

(表彰の種類及び基準)

第2条 表彰の種類及び基準は、次のとおりとする。

区分	表彰の種類	表彰の基準	基準の内容
学科	1 優秀賞	在学期間を通じ学業優秀、品行方正、精励格勤で次の各号の一に該当し他の模範とするにたる者で最優秀と認められた者 (1) 学生会、学寮、その他の役員として精励し功績顕著であった者 (2) 学生会活動等を通じ終始努力を重ね部の発展に寄与した者 (3) 経済上、健康上、その他の困難を克服して学業に精励した者 (4) その他表彰に価する行為であった者	○第4・5学年の成績が各学科の上位10分の1以内であること ○在学中に懲戒を受けていないこと ○各学科1名程度
	2 努力賞	在学期間を通じ学業良好(または優秀)、品行方正、精励格勤で次のどちらかに該当する者 (1) 学業優秀で学業成績が優秀賞の成績に準ずる者 (2) 優秀賞基準の各号の一に該当する者	○第4・5学年の成績がクラスの上位2分の1以内であること ただし受賞の項目が「学業成績」の場合は優秀賞の成績に準ずること ○第4、5学年中に懲戒を受けていないこと
	3 皆勤賞	在学5ケ年を通じ皆出席した者	令和7年度入学生の学年より廃止
	4 精勤賞	在学中の欠課時数が8単位時間以内である者。留学生及び4年次編	令和7年度入学生の学年より廃止

		入学生についても8単位時間とする。	
専攻科	5 優秀賞	在学期間を通じ学業優秀と認められた者	○最終成績が1位であること
学科 専攻科 共通	6 特別賞	表彰に値する格別の業績もしくは善行のあつた者	○当該年度に懲戒を受けていないこと

(表彰の時期及び方法)

第3条 前条の賞中、優秀賞、努力賞、皆勤賞及び精勤賞の表彰は3月に、特別賞の表彰は当該賞に価する業績若しくは善行があつたときに、それぞれ校長が表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰にあわせて受賞者には、副賞を授与する。

(被表彰者の推薦)

第4条 第2条の賞中、学科の優秀賞は各専門の学科長が、努力賞は全教員が、皆勤賞及び精勤賞は教務主事が、専攻科の優秀賞は専攻科長が、別紙書式により学生表彰選考分科会に推薦するものとする。

ただし、優秀賞についてはクラス人数が49人以下の場合は1～4位まで、クラス人数が50人以上の場合は1～5位まで推薦できることとするが、学科優秀賞の被表彰者は各学科1名程度とする。

2 特別賞については、該当の事項があつた場合に主管主事から学生表彰選考分科会に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第5条 学生表彰選考分科会は前条の推薦に基づき、被表彰者を選考し、校長がこれを決定する。

(表彰に関する事務)

第6条 表彰に関する事務は、学生課で処理する

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施について必要事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年3月7日から施行し、平成25年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前入学生について

は、なお従前とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前入学生については、なお従前とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、令和3年度入学生の学年から適用する。

被 表 彰 候 補 者 推 薦 書

年 月 日

学生表彰選考分科会長 殿

所 属
職 名
氏 名

本校学生表彰規則に基づき、次のとおり推薦いたします。

記

被表彰候補者氏名	学年 学科・専攻	表彰の 種 別	被表彰候補者とした理由